

〔問 9〕 厚生年金保険法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 特別支給の老齢厚生年金(基本月額 200,000 円)を受給する被保険者について、標準報酬月額が 240,000 円であり、その月以前 1 年間の標準賞与額の総額が 600,000 円であったとき、支給停止後の年金月額は 105,000 円(加給年金額を除く。)となる。
- B 昭和 12 年 4 月 2 日以後に生まれた 70 歳以上の老齢厚生年金(基本月額 150,000 円)の受給権者が適用事業所に使用され、その者の標準報酬月額に相当する額が 360,000 円であり、その月以前 1 年間に賞与は支給されていない場合、支給停止される月額は 25,000 円となる。
- C 子に係る加給年金額が加算された老齢厚生年金について、その加給年金額の対象者である子が養子縁組によって当該老齢厚生年金の受給権者の配偶者の養子になったときは、その翌月から当該子に係る加給年金額は加算されないこととなる。
- D 障害手当金は初診日において被保険者であった者が保険料納付要件を満たしていても、当該初診日から起算して 5 年を経過する日までの間において傷病が治っていなければ支給されない。
- E 脱退一時金の額の計算に用いる支給率は、最後に被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月の属する年の前年 9 月の保険料率に 2 分の 1 を乗じて得た率に、被保険者であった期間に応じた数を乗じて得た率とする。

〔問 10〕 厚生年金保険法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 厚生労働大臣は、標準報酬の決定又は改定を行ったときはその旨を原則として事業主に通知しなければならないが、厚生年金保険法第 78 条の 14 第 2 項及び第 3 項に規定する「特定被保険者及び被扶養配偶者についての標準報酬の特例」における標準報酬の改定又は決定を行ったときは、その旨を特定被保険者及び被扶養配偶者に通知しなければならない。

- B 厚生年金保険の被保険者期間が離婚時みなし被保険者期間としてみなされた期間のみである者は、特別支給の老齢厚生年金を受給することはできない。
- C 離婚等をした場合に当事者が行う標準報酬の改定又は決定の請求について、請求すべき按分割合の合意のための協議が調わないときは、当事者の一方の申立てにより、家庭裁判所は当該対象期間における保険料納付に対する当事者の寄与の程度その他一切の事情を考慮して、請求すべき按分割合を定めることができる。
- D 子のない妻が、被保険者である夫の死亡による遺族厚生年金の受給権を取得したときに 30 歳以上 40 歳未満であった場合、妻が 40 歳に達しても中高齢寡婦加算は加算されない。
- E 9 月 3 日に出産した被保険者について、その年の定時決定により標準報酬月額が 280,000 円から 240,000 円に改定され、産後休業終了後は引き続き育児休業を取得した。職場復帰後は育児休業等終了時改定に該当し、標準報酬月額は 180,000 円に改定された。この被保険者が、出産日から継続して子を養育しており、厚生年金保険法第 26 条に規定する養育期間標準報酬月額特例の申出をする場合の従前標準報酬月額は 240,000 円である。

労務管理その他の労働に関する一般常識

〔問 4〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

1 政府は、平成 17 年度から「中高年者縦断調査(厚生労働省)」を毎年実施している。この調査は、団塊の世代を含む全国の中高年者世代の男女を追跡して調査しており、高齢者対策等厚生労働行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得ることを目的としている。平成 17 年 10 月末現在で 50～59 歳であった全国の男女約 4 万人を対象として開始され、前回調査又は前々回調査に回答した人に調査票を送るという形式で続けられている。このような調査形式によって得られたデータを データという。

第 1 回調査から第 9 回調査までの就業状況の変化をみると、「正規の職員・従業員」は、第 1 回 37. 9 % から第 9 回 12. 6 % と減少している。「自営業主、家族従業者」と「パート・アルバイト」は、第 1 回から第 9 回にかけて 。

2 近年、両立支援やワーク・ライフ・バランスの取組の中で、仕事と介護の両立が重要な課題になっている。「平成 25 年雇用動向調査(厚生労働省)」で、介護を理由とした離職率(一般労働者とパートタイム労働者の合計)を年齢階級別にみると、男性では 55～59 歳層と 65 歳以上層が最も高くなっており、女性では 歳層が最も高くなっている。仕事と介護を両立させるには、自社の従業員が要介護者を抱えているかどうかを把握する必要があるが、「仕事と介護の両立に関する企業アンケート調査(平成 24 年度厚生労働省)」によると、その方法として最もよく使われているのは である。

3 我が国の就業・不就業の実態を調べた「就業構造基本調査(総務省)」をみると、平成 24 年の男性の年齢別有業率は、すべての年齢階級で低下した。同年の女性については、M 字カーブの底が平成 19 年に比べて 。

選択肢

A	① クロスセクション ② サンプル ③ タイムシリーズ ④ パネル
B	① 10 ポイント以上減少した ② 10 ポイント以上増加した ③ ほぼ半減した ④ ほぼ横ばいで推移している
C	① 45～49 ② 50～54 ③ 55～59 ④ 60～64
D	① 自己申告制度やキャリア・ディベロップメント・プログラム等 ② 仕事と介護の両立に関する従業員アンケート ③ 人事・総務担当部署等が実施する面談 ④ 直属の上司による面談等
E	① 25～29 歳から 30～34 歳に移行した ② 30～34 歳から 35～39 歳に移行した ③ 30～34 歳で変化しなかった ④ 35～39 歳で変化しなかった